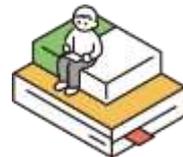


子ども第三の居場所プロジェクト “むらづくり”にご支援いただく企業版ふるさと納税を募集しています



— こどもWell-beingの実現 —

こどもたちが、地域住民と集い、健やかに育まれる居場所づくりを進めています
「いまより、もっと、ずっと、よくなる むらづくりへ」



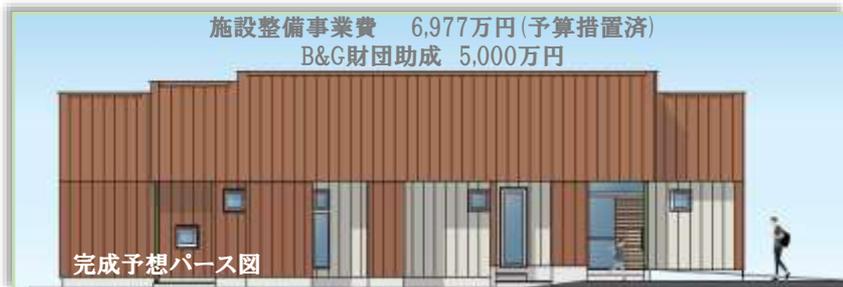
第2期赤井川村創生総合戦略の柱

こどもを生み育てたいという希望をかなえ、
将来を担う人材を育てる

— 子ども第三の居場所プロジェクト概要 —

学校でも、家庭でもない、すべてのこどもたちが安心して、信頼できる大人を身近に感じられる「子ども第三の居場所」づくりを2026年4月開設に向け施設整備や運営準備を進めています。

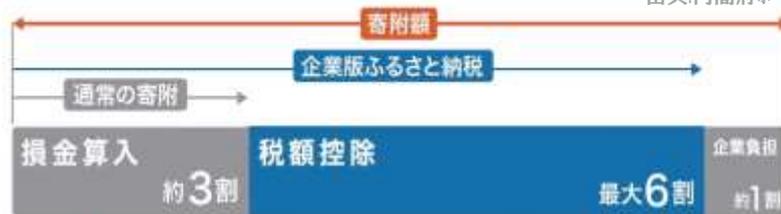
この施設整備については、築50年の旧教員住宅をリノベーションして、遊休施設のり・デザインを進めています。



企業版ふるさと納税の仕組み

企業版ふるさと納税は、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される仕組みとなっています。

出典:内閣府ホームページ



例 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減

①法人住民税

寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税

法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税

寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※税額控除の手続き(申告)や算出に関しては税理士や所管する税務署へご相談ください。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【お問合せ】メールアドレスは「◆」⇒「@」に変換ください

北海道赤井川村 住所:北海道余市郡赤井川村字赤井川74番地

・保健福祉課保健福祉係(担当:高松、上妻) mail:hokenfukushika◆akaigawa.com

Tel.0135-35-2050

・総務課企画地域振興係(担当:田中)

mail:kikaku1◆akaigawa.com

Tel.0135-34-6211